

食安輸発0228第3号
平成25年2月28日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成24年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(中国産ウーロン茶のインドキサカルブ)

「平成24年度輸入食品等モニタリング計画」については、平成24年3月29日付け食安輸発0329第2号（最終改正：平成25年2月27日付け食安輸発0227第2号）に基づき実施しているところです。

今般、輸入時のモニタリング検査の結果、中国を原産とし、スリランカにおいて製造されたウーロン茶において食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品について食品衛生法違反の可能性を判断する目的で、特定業者の残留農薬に係る検査の頻度を引き上げて対応することとし、上記通知の別表第3に下記を追加しますので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく申し上げます。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
平成25年2月28日	中国	ウーロン茶及びその加工品（簡易な加工に限る。）	残留農薬（インドキサカルブ）	①MJF GROUP ②CEYRON TEA SERVICES PLC (注：①, ②はスリランカ企業)